

山形県の石綿飛散防止対策等 について

中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会
平成30年12月13日

山形県環境エネルギー一部水大気環境課

本日の内容

- 1 石綿対策に係る山形県の体制等
- 2 特定粉じん排出等作業に係る業務状況等
- 3 特定粉じん排出等作業に係る指導方針等
- 4 石綿対策に係るその他の状況
- 5 各論点に係る課題及び意見

1 山形県の体制等



- 県庁(水大気環境課)
- 村山総合支庁(環境課)
- 最上総合支庁(環境課)
- 置賜総合支庁(環境課)
- 庄内総合支庁(環境課)

1 山形県の体制等

● 各機関の役割

● 県庁水大気環境課(大気環境担当 3名)

- 大気汚染防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類特別措置法、フロン排出抑制法、騒音・振動・悪臭防止対策、放射線対策、公害苦情等
- 石綿対策としては、立入検査基本方針の策定、マニュアル整備など

● 各総合支庁環境課(環境保全担当 3～4名)

- 上記(土対法を除き)に加え、水質汚濁防止法、浄化槽法
【1支庁は廃棄物処理法及びその関連法、1支庁は自然公園法等及び鳥獣保護管理法等も所管】
- 石綿対策としては、届出の受理、立入検査及び指導

※ 2019.4.1から山形市が中核市に移行し、一部事務を移譲

1 山形県の体制等

● 山形県と全国との比較(各指標)

	山形県	全国
①人口	1,124千人(0.88% 35位)	127,095千人
②世帯数	392千世帯(0.74%)	53,332千世帯
③住宅別世帯数 (共同住宅)	83千世帯(0.37%)	22,410千世帯
④法人等非住宅延べ 床面積	1,522万㎡(0.98%)	155,346万㎡
⑤民間建築物調査 吹付アスベスト対応状況	対象 1,435棟(0.55%) 未対応 31棟(0.85%)	対象 262,592棟 未対応 3,662棟
⑥石綿健康被害救済法 総認定件数	78件(0.61%)	12,886件
⑦特定粉じん排出等 作業件数	57件(0.46%)	12,474件

※ ①~③:国勢調査(総務省統計局 H27.10.1)

④:建築物ストック統計(国土交通省総合政策局 H15.1.1)

⑤:建築物防災週間における調査(国土交通省住宅局 H29.8.29) S31~H1施工の民間建築物(1千㎡以上)

⑥:(独)環境再生保全機構HP H29年度までの労災等認定を含む累計総認定件数

⑦:大気汚染防止法施行状況調査(平成28年度)

山形県の欄の()内は、全国との比較

2 特定粉じん排出等作業に係る業務状況等

● 特定粉じん排出等作業実施届出件数等

単位：件

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
届出数	38(6)	38(16)	39(11)	49(12)	45(10)	42(13)
作業件数	67(10)	46(21)	55(19)	57(17)	57(14)	52(18)
作業内訳	69(10)	52(21)	55(19)	57(17)	57(14)	52(18)
①解体作業	22(1)	31(11)	32(7)	30(8)	34(8)	28(14)
②解体・断熱材等掻き落とし等	3(2)	4(1)	2(1)	3(0)	2(1)	1(0)
③改造・補修	44(7)	17(9)	21(11)	24(9)	21(5)	23(4)

※ (): 山形市内における件数等
 工作物に係る作業件数は、年2件程度
 作業内訳については重複があるため、その合計は作業件数と一致しない。

2 特定粉じん排出等作業に係る業務状況等

● 特定粉じん排出等作業の立入検査件数等

単位：件

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
①大防法 立入検査数	40	38	41	60	60	58
上記 行政指導数	40	31	32	19	18	13
②建り法 合同パトロール	—	—	14	26	91	90
上記 行政指導数	—	—	1	0	16	20
③その他	—	—	13	1	15	0
上記 行政指導数	—	—	0	0	2	0

※ 大気汚染防止法施行状況調査への報告件数

②は建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール(5月、10月)に係る事務連絡によるもの

③はその他の合同立入検査によるもの

行政指導数には、特定粉じん排出等作業以外のものも含まれる。

3 特定粉じん排出等作業に係る指導方針等

(1) 総合支庁の大気汚染防止法に関する事務取扱要領

- 届出事務、計画変更命令等、立入検査、作業完了報告

(2) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業に係る届出等事務の手引き

- 立入検査は、作業前、作業中、作業後に行い結果を保存
- 作業中、作業後については、必要に応じて写真及び書類確認で対応
- 立入検査票(チェック票を規定)

3 特定粉じん排出等作業の指導方針等

様式3

特定粉じん排出等作業完了報告書

山形県知事

殿

年 月 日

住所
氏名



(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

特定粉じん排出等作業を完了したので、大気汚染防止法第26条第1項の規定により、次のとおり報告します。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定粉じん排出等作業の完了年月日		※ 整理番号	
特定粉じん排出等作業の種類			
特定建築材料の種類		※ 受理年月日	
特定建築材料の処理方法			
処理方法が除去の場合	除去した特定建築材料の面積		※ 備考
	除去した石綿廃棄物の量		
	除去した部分の飛散抑制措置の概要		
	除去した石綿廃棄物の処分先		

※印の欄には記入しないこと。

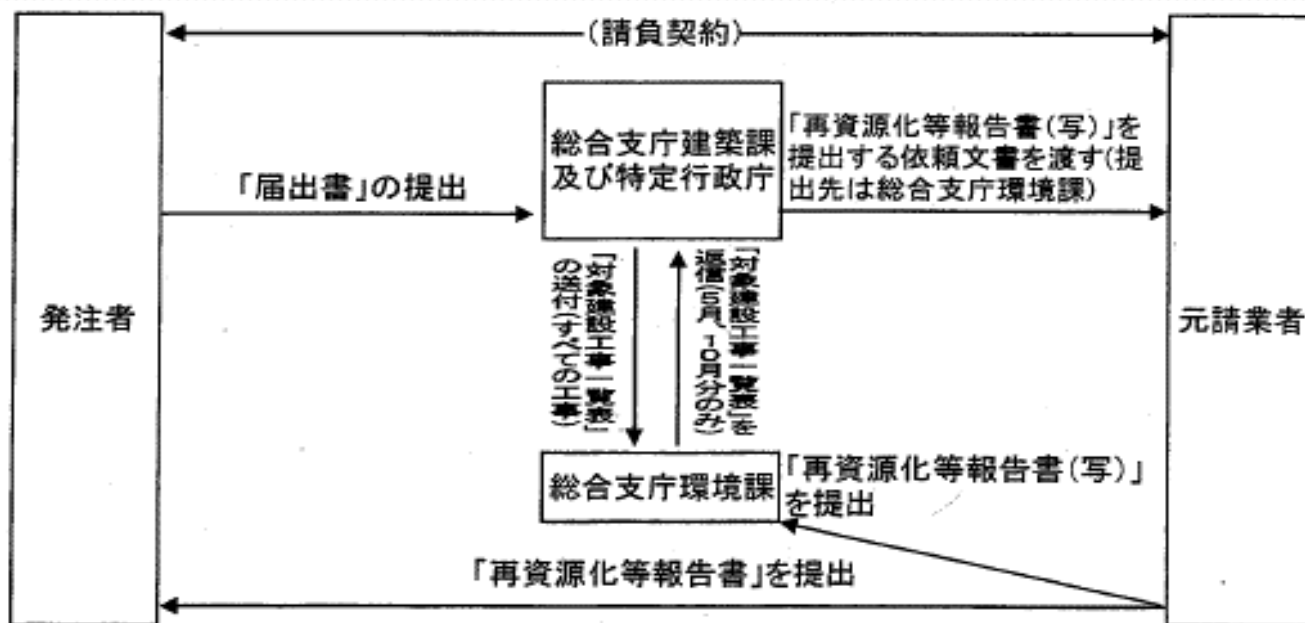
添付書類

- 1 敷地内一般環境中の石綿濃度を測定している場合は、測定結果の写し
(処理方法が除去の場合)
- 2 除去した箇所で実施した特定粉じんの飛散抑制措置の状況及び除去後の作業場内の清掃の状況が確認できる資料又は写真
- 3 大気汚染防止法施行規則別表7の1の項下欄下に規定する記録の写し
(処理方法が除去以外の場合)
- 2 囲い込み・封じ込め等の作業の状況及び作業後の作業場内の清掃の状況が確認できる資料又は写真

3 特定粉じん排出等作業の指導方針等

(3) 建設部局との連携

- 建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールの徹底
建設部局、廃棄物担当、(労働基準監督署)との合同パトロールの実施
- 建設リサイクル法の届出情報の活用
月1回、解体工事に係る届出情報を共有



3 特定粉じん排出等作業の指導方針等

・建設部局との連携体制の強化

〔課題〕

- 既存フローでは、建設部局から月1回、解体工事に係る届出一覧表の提供あり
- 上記一覧表を元に聴取調査、立入検査を行った場合、既に解体工事が完了しており、実地に状況が確認できない場合がある

〔対応〕

- 各総合支庁の担当課間で、届出書の閲覧等、適宜情報共有ができるように調整
- 総合支庁によっては、庁内ネットワークを利用した週1回の定期情報共有を実施

→ 解体工事の着手日前後に立入検査を実施

4 石綿対策に係るその他の状況

(1) 石綿測定等の状況

- 特定粉じん発生施設が全廃になって以降、県の測定実績なし
(クリソタイルのみの測定実績 → 資機材・人材不足)
- 簡易測定器(パーティクルカウンター等)が未整備
- 環境省アスベスト大気濃度調査(県内2地点)

(2) 災害時の石綿測定等の対応

- 山形県災害廃棄物処理計画に環境モニタリング等を明記
(石綿使用建築物情報の収集等の対応が必要)
- 一般社団法人山形県計量協会との災害時協力協定の締結
(石綿等の有害物質の測定に関する協定→対応マニュアルの策定)

5 各論点に係る課題及び意見

(1) 事前調査の信頼性の確保

① 内容の不備

- 事前調査の内容については、法令上の定めがなく、実施者の裁量による
(見える範囲での目視・設計図書の確認のみ→見落としが発生)
- 罰則がない

② 専門的知識を有する者の不足

- 本県内においては、有資格者が不足している状況

③ 制度の不知

- そもそも事前調査・説明等の義務があることを知らない事業者も存在

→ ①については、事前調査方法の明確化、有資格者による実施の義務化、罰則規定の整備が有効と考えられるが、②の対応として、有資格者の確保が必要であり、③への対応を含めた制度の周知を継続していく必要がある。

また、事前調査結果を確認する行政職員の育成も重要。

5 各論点に係る課題及び意見

〔吹付け材見落としの例〕

天井裏



アーケードの軒天



カーテンウォール(裏打ち)



→ 基本的な箇所、見落としやすいと言われている箇所とされているにも関わらず、着工後に判明(今年度の事案)

(2) 特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定

- ① 法令とマニュアルの乖離
 - マニュアルによる実施事項が、法定事項と比べて過大（義務付けのない測定等に係る費用等の負担増に難色）
- ② 特定粉じん濃度の基準と迅速性の確保
 - 測定しても比較する明確な基準がない
 - 結果の判明は工事終了後
- ③ 行政測定 of 体制
 - 資機材・人材の不足により、実施できない

→ ①、②については、大気濃度測定義務・評価方法（基準値、指針値等）を含めた作業基準の明確化、飛散時の措置の明確化等が必要と考えられるが、迅速性・事業者負担の観点から簡便・安価な測定方法等の検討（総繊維数濃度での網掛け等）も必要と考える。

③について、予算確保が課題。

5 各論点に係る課題及び意見

(3) 特定建設材料の除去作業が適切に終了したことの確認

- ① 作業後の立入検査で取り残し箇所のやり直しを指導した事案あり
- ② 完了報告書に除去箇所の写真の添付があるものの、撮る角度で見逃す可能性あり
- ③ 行政による確認は資機材の不足、事務量の課題から全てに対応するのは困難

→ 記録(写真の添付等)・保管の義務付けが有効と考える。

(4) レベル3建材の除去作業

- ① 小規模建築物ではレベル3建材はみなしで対応
- ② 全てを届出対象とした場合、事業者・行政双方が対応困難
- ③ 解体現場では業者に伝わらず、手ばらし未実施の場合あり

→ レベル3建材については、作業基準(手ばらしの義務付け等)を設定し、立入検査等の対象とすることが有効と考える。

※届出対象とするのであれば、併せて適正規模での裾切り等の検討が必要

(5) その他の課題

① 行政側の人員確保・人材養成・予算の確保

→ 行政職員の石綿飛散防止に係る講習会、研修への参加

② 業界団体の育成、普及啓発の推進

→ 説明会の実施・通知等による周知

解体現場周辺住民に対するリスクコミュニケーションの実施の呼びかけ